

地震災害時における当市の防災体制の変更について

地震災害発生時において、早期に体制を確保し、災害対応を行うため、現在は気象庁の震度速報（地震発生約1分半後、全国を188に区分）により発表される数値を参集基準としている。

気象庁の情報解析能力の改善や、震度計の設置箇所が増加等により、市町村ごとの震度情報を発表する「各地の震度に関する情報」が、現在は3～5分後に発表されることとなっており、各情報の発表に時間的な差も少ないため、より詳細な春日井市内における震度に応じた参集基準に変更する。

あわせて、愛知県の震度階ごとの参集基準との調整を図ることとする。

体制変更箇所

体制	参集基準	
	変更前	変更後
災害警戒本部 警戒態勢	愛知県西部で震度4の地震が発生	春日井市で震度4の地震が発生
災害対策本部 第一次非常配備態勢	春日井市内で震度4以下の地震が発生し、被害が生じた場合	春日井市で震度5弱の地震が発生
災害対策本部 第二次非常配備態勢	愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生	春日井市で震度5強以上の地震が発生

愛知県の非常配備体制（地震発生時）

体制	配備基準	備考
第一非常配備	震度4	
第二非常配備（警戒体制）	震度5弱	災害対策センター室開設
第三非常配備	震度5強以上	